

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（法人からの報告）

独立行政法人航海訓練所

<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況について</b>	
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備状況	
	独立行政法人航海訓練所の契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類については、「独立行政法人航海訓練所会計規程」及び「独立行政法人航海訓練所契約事務取扱細則」等を規定し、基本的に国の基準に準じたものとなっている。
2. 契約事務に係る執行体制(内部審査体制、第3者による審査体制)の整備状況	
	入札及び契約については、「独立行政法人航海訓練所監事監査規程」に基づく監事による監査に加え、「独立行政法人航海訓練所会計内部監査実施細則」に基づく内部監査を実施しており、競争性・透明性の確保を図っている。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況(進捗していない場合はその理由も付記)	
	業務実績報告書 44 ページにおいて記載済み。
<b>II 個々の契約における監事等のチェックについて</b>	
1. 監事や入札監視委員会などのチェックプロセスの状況(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)	
	監事による書面監査を行っている。
2. 監事や入札監視委員会などによる具体的なチェック状況	
	監事による監査では、随意契約の状況について、「法令遵守の面は特に問題がない。」との報告を受けている。

入札及び契約の適正な実施についての対応状況について（評価結果）

独立行政法人航海訓練所

<b>I 契約に係る規程類、体制の整備状況について</b>
1. 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備内容の適切性についての評価
契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る「独立行政法人航海訓練所契約事務取扱細則」等の規程を定め、適切な内容であると評価。（19年度評価調書17ページ関連記載）
2. 契約事務に係る執行体制（内部審査体制、第三者による審査体制）についての評価
規程に基づき、監事による監査に加え、内部監査を実施するなど執行体制が整備され、競争性・透明性の確保の観点から有効に機能していると評価。
3. 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況、目標達成に向けた具体的取組状況についての評価
「随意契約見直し計画」の進捗状況については、同計画に沿って着実に実施されているものと評価。
<b>II 個々の契約に係る評価</b>
随意契約見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事等により適正なチェックが行われていると評価。（19年度評価調書17ページ関連記載）